

# **要介護認定の経過措置 に係る事業者説明会**

平成21年5月11日

**北九州市保健福祉局介護保険課**

# **要介護認定について**

**北九州市保健福祉局介護保険課**

## ■要介護認定は、介護サービスを利用するためには必要

### ① 要介護認定の申請

- ・申請窓口は、住所地の区役所介護保険係
- ・対象は65歳以上。40～64歳は特定疾患のみ

### ② 要介護認定

- ・訪問調査を実施、主治医意見書を作成
- ・介護認定審査会で要介護度を決定

### ③ 介護サービスの利用

- ・ケアプランを作成して、サービス利用

## ■要介護認定に必要なこと

全国一律の基準

### ① 認定調査

調査員テキスト2009

- ・調査員が訪問し、心身の状態などを調べます

### ② 主治医意見書

意見書記入の手引き

- ・かかりつけ医が、医学的な意見書を作成します

### ③ 認定審査会

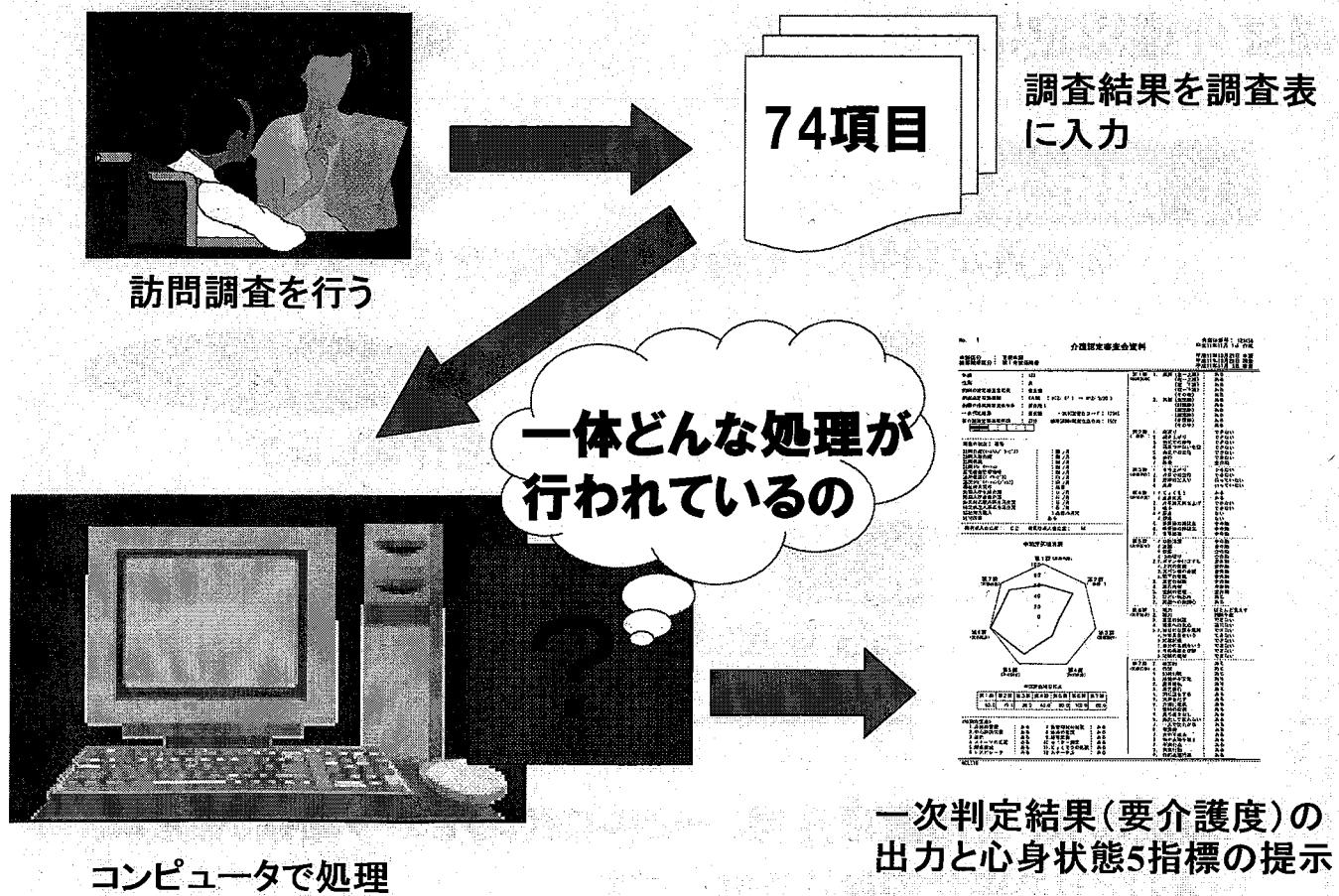
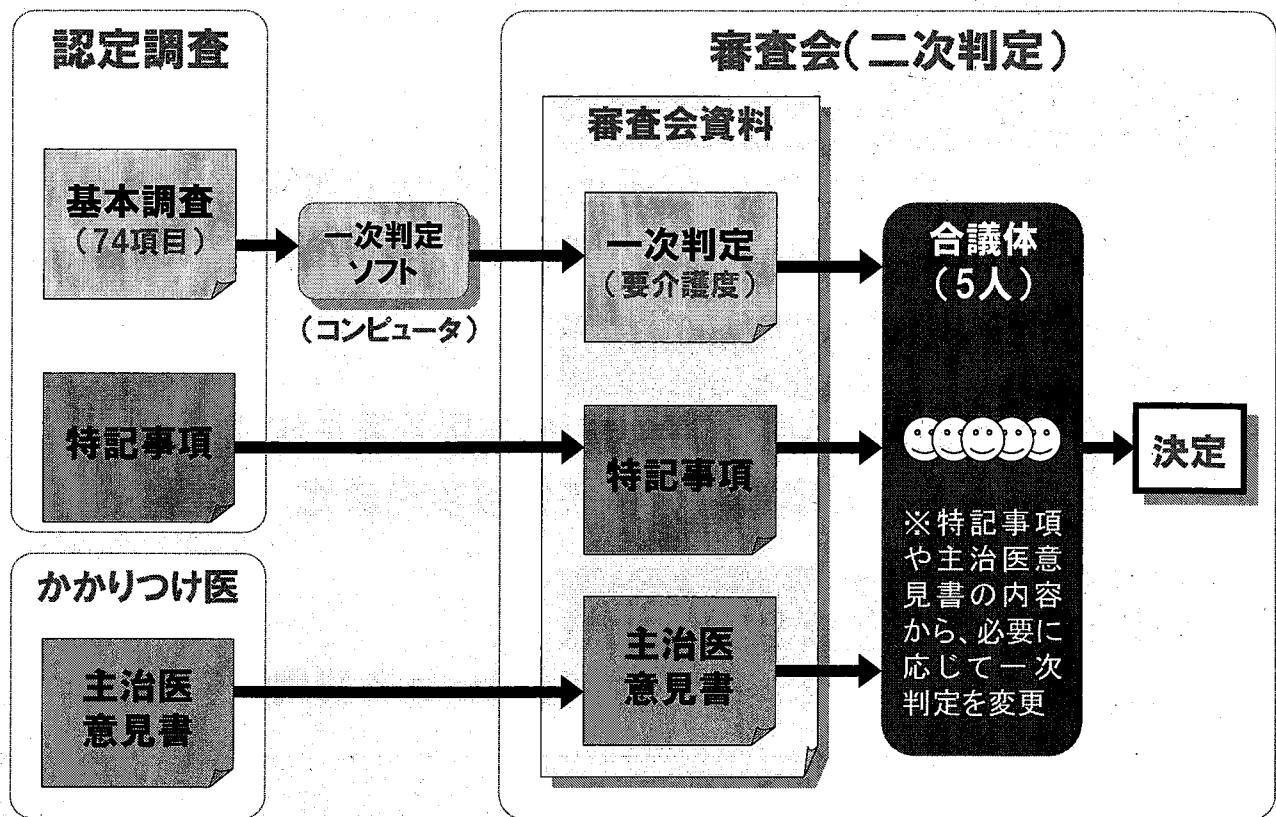
委員テキスト2009

- ・専門家による審査会で要介護度を決定します

※審査会では、

認定調査、主治医意見書、一次判定(コンピュータ結果)を元に、  
一人ひとりの要介護度を検討します

## ■要介護認定の流れ

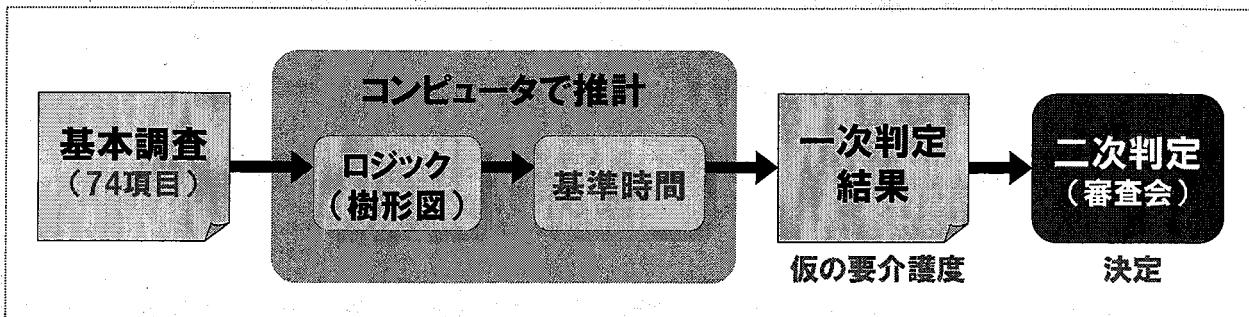


資料提供：国立保健医療科学院筒井氏

## ■ 要介護度は、基準時間で判定されます(一次判定)

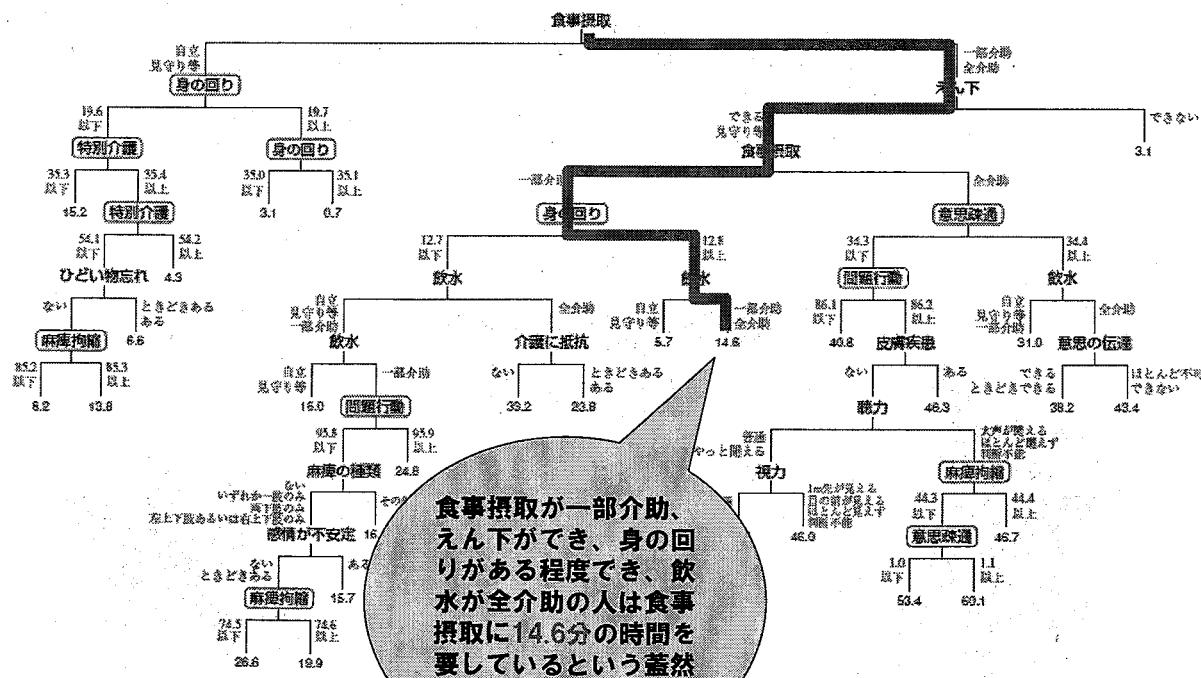
基準時間 (分)	25~32分	32~50分	50~70分	70~90分	90~110分	110分~
区分	要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

## ■ 基準時間は、コンピュータで推計されます(判定ロジック)



## ■ ロジック(樹形図)で、基準時間を推計する例

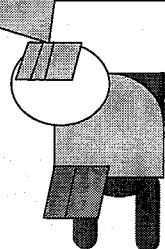
### 食事



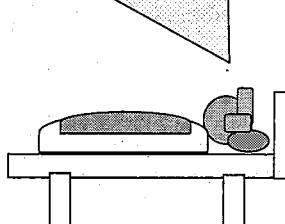
## ■ 要介護度とは…？ 「介護サービスの必要度」

(どれくらい介護サービスを行う必要があるのか？)

身の回りの事はある程度自立、  
認知症の症状あり、比較的活動的



常に寝たきり



低い

重症度

高い

高い

介護サービスの必要度

低い

その方の病気の重さと要介護度の高さとが一致しない場合がある

国立保健医療科学院筒井氏資料を基に作成

## 居住環境の例

同じ状態の人でも

バリアフリーの住居に住んでいる人と段差があるために介護が発生している人では

判定結果は異なる  
ことがある



## ■ 要介護認定(要介護度)の特徴

### ① 要介護度は、介護の必要度(手間・時間)

- ・一次判定は、介護の基準時間で推計される

### ② 心身状態 ≠ 要介護度

- ・状態が悪くても、要介護度が高いとは限らない

### ③ 調査項目 ≠ 要介護度

- ・一つの調査項目で、要介護度が決まるものではない

### ④ 一次判定 ≠ 要介護度

- ・二次判定(審査会)で、最終的な要介護度が決まる

(空白ページ)

# 要介護認定の見直しについて (H21年4月改定)

介護保険課認定審査係

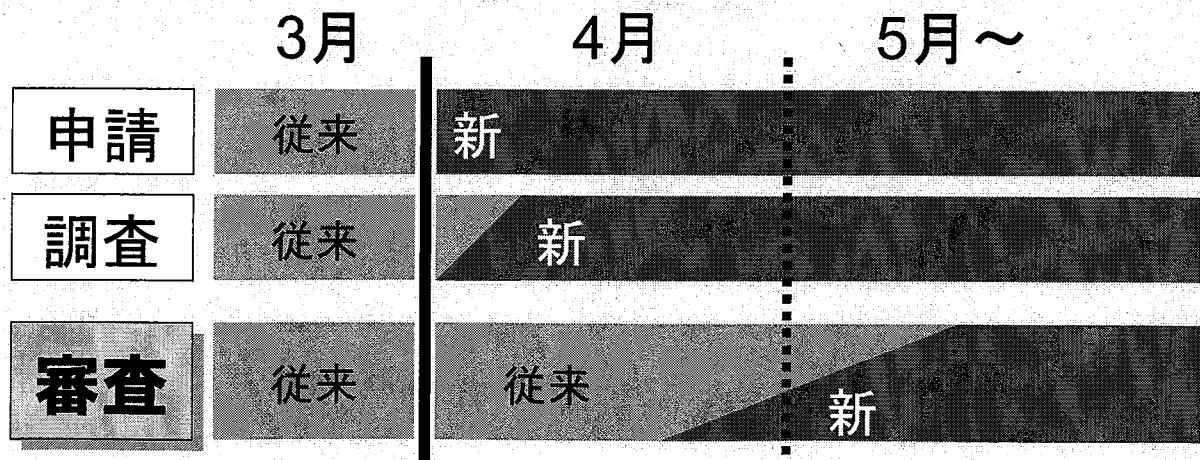
要介護認定の見直しについて

## ■ 見直しのスケジュール (H21年3月31日現在)

### ●4月1日以降、全申請者に適用

※ 3月31日申請分まで従来どおり

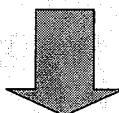
※申請区分は問わない(新規・更新・区分変更など)



## ■ 要介護認定の見直しの経緯

### ■なぜ見直しをするのか

- ・要介護認定は、全国一律の基準
- ・しかし、全国的にはバラツキがあるので…



### ■原因はどこにあるのか

- ・適正化事業を全国で展開(厚生労働省)

## ■ 見直しのポイント(3つ)

### ① 一次判定ロジックの見直し

- ・最新のデータに基づく一次判定ロジックに

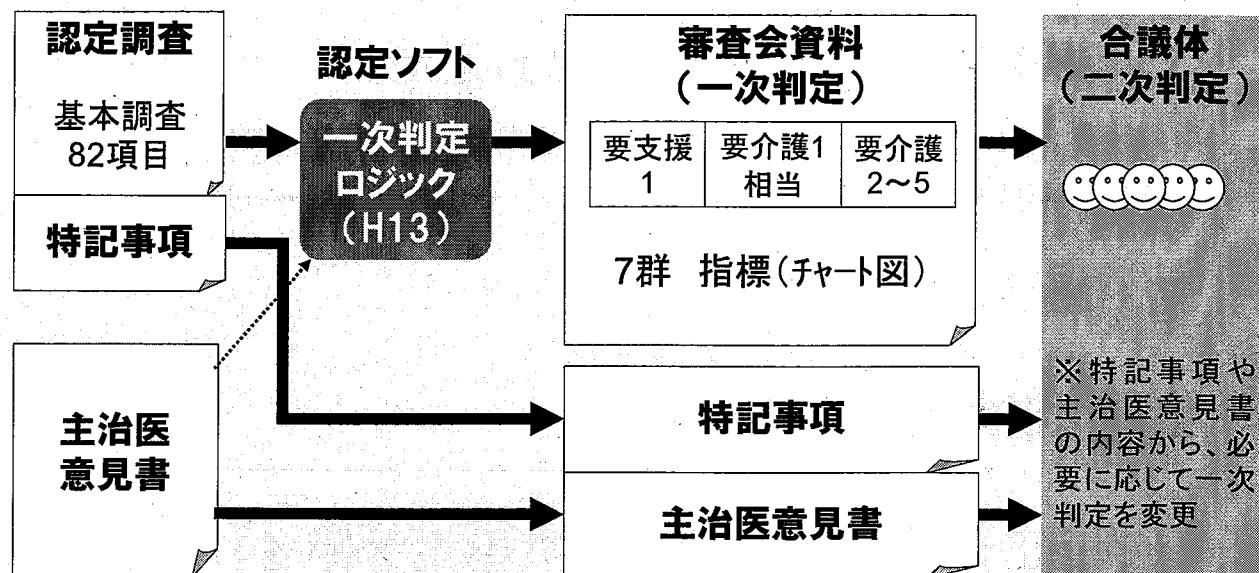
### ② 認定調査の見直し

- ・調査項目を再整理 (82項目→74項目、7群→5群)
- ・調査員テキストを刷新

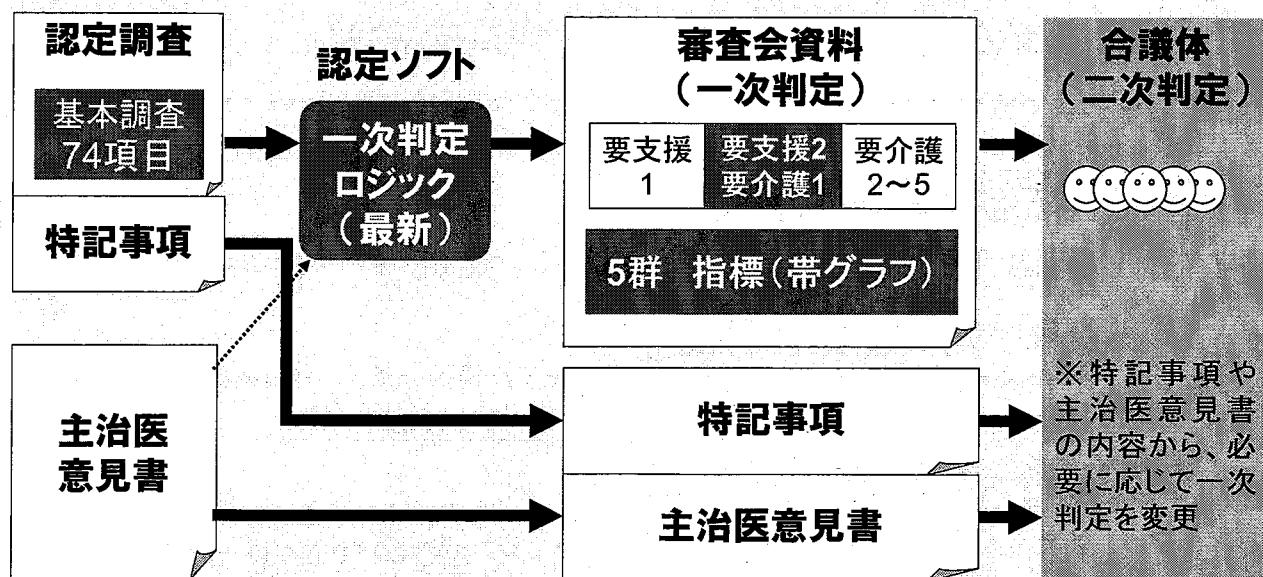
### ③ 審査会資料の見直し

- ・要介護1相当を廃止 (介護1・支援2を自動表示)
- ・審査会テキストを刷新 (わかりやすく)

## ■ 認定審査の流れ（従来）



## ■ 認定審査の流れ（見直し後）

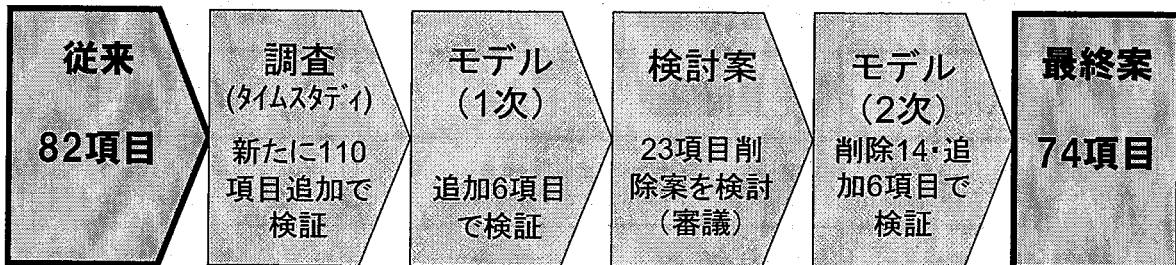


※流れは変わらない（審査情報をより的確に）

## 認定調査の見直しポイント

### ① 調査項目は74項目に再整理

#### ◎調査項目の検討過程



(国で検討されたこと)

- ◎ 負担軽減と平準化を図るため、効率的な調査項目に
- ◎ 統計的に一次判定へ影響の少ない項目は削除
- ◎ 生活実態を把握する上で必要なものは残すなど

## ■ 調査項目に、新たな6項目を追加

- ① 意味もなく独り言や独り笑いをする
- ② 自分勝手に行動する
- ③ 話がまとまらず会話にならない
- ④ 集団への不適応
- ⑤ 買い物
- ⑥ 簡単な調理

- ◎ 認知症状を表わしやすいものが追加された
- ◎ 全74項目には、これ以外に多くの認知症状の項目がある

## ② 調査項目は、5つのグループ(群)に分類

第1群	身体機能・起居動作	13項目
第2群	生活機能	12項目
第3群	認知機能	9項目
第4群	精神・行動障害	15項目
第5群	社会生活への適応	6項目
その他	特別な医療	12項目
	計	74項目

- ◎ より理解しやすい分類に。(7群→5群)
- ◎ 読み手(審査会)は、介助の具体的な内容をまとめて読める

### ③ 調査項目の選択基準は、3つに分類

#### ① 能力

→ 実際に、できるかできないか

#### ② 介助の方法

→ 具体的に、介助が行われているか

#### ③ 有無

→ 実際に、行動や障害があるか

※ これまででは、これらの評価が混在していた

※ 調査員によるバラツキをなくすため、調査目的を明確化

(空白ページ)

# 審査会の見直しポイント

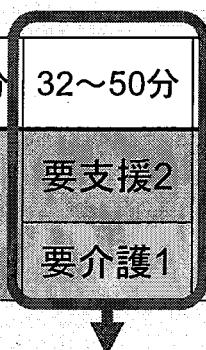
審査会資料の見直し

## 審査会・資料の変更点

- ① 調査項目の見直し·····(82項目→74項目)
- ② 調査項目の群分けの再編·····(7群→5群)
- ③ 基準時間の帯グラフ化·····(認知症加算も帯)
- ④ 認知症高齢者自立度の%表示·····(A~D→%表示)
- ⑤ 状態安定性の推計結果の表示·····(安定・不安定)
- ⑥ 中間評価項目得点表の見直し·····(5群、チャート図なし)
- ⑦ 日常生活自立度の組合せの削除···(%の分布表なし)
- ⑧ 要介護度変更の指標の削除·····(○●なし)

## ■ 要支援2・要介護1を自動で推計(要介護1相当は廃止)

基準時間 (分)	25~32分	32~50分	50~70分	70~90分	90~110 分	110分~
区分	要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5



状態の維持・改善の可能性にかかる審査判定

要介護1



- ① 認知症自立度Ⅱ以上
- ② または、不安定

要支援2



- ③ Ⅱ以上でもなく、  
不安定でもない場合

## ■ 認知症加算は帯グラフで、ランクアップ

### ■ 運動能力の低下していない認知症高齢者の加算

※ 加算要件はこれまでどおり(動ける認知症)

- ① 要介護度2以下 (基準時間70分未満)
- ② 障害自立度 自立、J、A
- ③ 認知症自立度 Ⅲ以上



(従来) レ点がついて、要介護度アップ

(新) 基準時間に加算されて、要介護度アップ

## ■ 見直しの概要(まとめ)

### ① 調査項目の見直し(82項目→74項目等)

- ・一次判定への影響は少ない。特記事項等で補足

### ② 調査項目の選択基準の見直し(自立、介助なし等)

- ・調査のバラツキを減らす。表現の見直し(介助されていない等)

### ③ 審査会資料の見直し(介護1相当・指標の廃止等)

- ・特記事項を重視するもの。指標による制約を排除



### ※ 平準化が目的だが、わかりにくい、不安

- ・検証するための検討会を設置。経過措置も検討。

(空白ページ)

## 検証・検討会の設置 (H21年4月13日)

### 要介護認定方法の見直しにかかる検証・検討にあたって

#### 従来の認定制度の課題

- 認定にはばらつきがあるのではないか?
- 介護の手間をきちんと反映しているのか?

介護認定の見直し

#### モデル事業等での検証

- 見直しにより一律に軽度に判定されるわけではない。

#### パブリックコメントや関係団体等から様々なご意見

- 3月下旬に、一定の対応を行い、周知徹底

平成21年4月から新制度導入

現状

必要なサービスが受けられなくなるのはという不安の声。

- 現場の声や、客観的データに基づいた検証・検討を行っていくことが重要。
- 幅広い立場の方にメンバーに入っていただき、検証・検討会を設置。

第1回検討会をH21.4.13に開催

検証期間中、経過的措置を実施

(空白ページ)

# 経過措置に係る 事務取り扱いについて

北九州市保健福祉局介護保険課

(空白ページ)

# 要介護認定の方法の見直しに伴う 経過的な措置の概要について

## 要介護認定の方法の見直しに伴う経過的な措置について

### 1. 趣旨

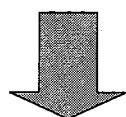
要介護認定の方法の見直し直後の

- ① 必要なサービスの提供を確保
- ② 利用者の不安の解消と、混乱の防止

の観点から、要介護認定の方法の見直しに係る  
検証期間中において、要介護認定の方法の見直  
しに伴う経過措置を実施する。

## 2. 経過措置の考え方

申請者の希望に応じ、見直し後の要介護認定の方法により審査・判定された要介護度が従前の要介護度と異なる場合に、従前の要介護度とする。



申請者の希望により、今までの要介護度とする  
ことができる。

## 3. 経過措置の対象

### ○ 経過措置の対象者

⇒ 平成21年4月1日以降に更新申請を行なった  
要介護者及び要支援者

### 経過措置の対象とならないもの

- ◎ 「新規申請」及び「区分変更申請」
- ◎ 平成21年3月31日以前に行なった「更新申請」

## 4. 経過措置の実施期間

### ○ 経過措置の実施期間

⇒ 平成21年4月1日から国の検証期間が終了するまでの間

## 5. 経過措置適用後の要介護度

更新申請を行なう時点で認定されていた要介護度

### 経過措置適用後の要介護度の例

「従来より軽度になった場合、従来の要介護度に戻す」を希望した場合

	前回の認定結果	新認定による審査・判定	最終的な認定結果
例1	要介護 4	要介護 3	要介護 4
例2	要介護 2	要介護 3	要介護 3

「従来より重度になっても軽度になっても、従来の要介護度に戻す」を希望した場合

	前回の認定結果	新認定による審査・判定	最終的な認定結果
例3	要支援 2	要介護 1	要支援 2
例4	要介護 3	要介護 2	要介護 3

## 6. 経過措置適用後の認定有効期間

通常、認定審査会において行なわれている手順に従って、「現在の心身の状況がどの程度継続するか」という観点で検討を行ない、認定有効期間を決定する。

※ 必ずしも、前回の認定有効期間がそのまま設定されるとは限りません。

(空白ページ)

# 平成21年4月1日以降の更新申請の 代行申請について

1

## 更新申請の準備

- ・「要介護（要支援）認定更新申請書」を作成する
- ・被保険者本人に経過措置希望の確認のうえ、「経過措置希望調書」を作成する
- ・被保険者から「介護保険の被保険者証」※を預る  
※40～64歳は「健康保険被保険者証」

2

## 更新申請時に必要なもの

### 《更新申請の時に必要なもの》

- 「要介護（要支援）認定更新申請書」
- 「介護保険の被保険者証」  
(又は「健康保険被保険者証」)
- 「経過措置希望調書」

3

## 区役所へ更新申請を行う

- ・住所地の区役所介護保険係へ必要書類を提出し、認定の更新申請を行う



## すでに更新申請書を区役所に提出している場合

すみやかに「経過措置希望調書」を更新申請書を提出した各区役所介護保険係に提出をお願いいたします。



## 「経過措置希望調書」の記入にあたって

「経過措置希望調書」の記入にあたっては、原則として、本人の意思確認が必要です。

※ 認知症等により明確な意思が確認できない場合や代行申請者が希望の判断ができる場合は、代行申請者が記入できます。



## 経過措置期間中の認定審査判定について

平成21年4月1日以降の更新申請については、「経過措置希望調書」が提出されるまで、認定審査判定をすることができません。

そのため、経過措置を希望しない場合でも、「経過措置希望調書」の提出が必要です。

## 要介護認定・要支援認定の更新申請をされる皆様へ

(※ 新規申請及び区分変更申請は対象になりません。)

# 希望により、今までの要介護度とすることができます。

平成21年4月から、申請されたご本人にかかる介護の手間をより正確に反映するため、要介護認定の方法の見直しが行われましたが、更新申請をされる方については、仮に要介護度が異なった場合、今までの要介護度とすることができます。

つきましては、別紙により、仮に要介護度が異なった場合、今までの要介護度を希望されるかどうかをお聞かせください。この希望に基づき、更新後の要介護度が決定されます。

ご協力をお願いいたします。

この度、厚生労働省は、利用者・家族の代表や専門家による「検証・検討会」を設けて、見直し後の要介護認定の方法をきちんと検証することになりました。

この「検証・検討会」の結果が出るまでの間、更新前の要介護度とするご希望があれば、更新前の要介護度のままにすることが可能となる経過措置が実施されました。

詳しくは、住所地の区役所保健福祉課介護保険係へどうぞ。

門司 TEL331-1881(内線472)

小倉北 TEL582-3433(直通)

小倉南 TEL951-4111(内線472)

若松 TEL761-5321(内線472)

八幡東 TEL671-0801(内線472)

八幡西 TEL642-1441(内線472)

戸畠 TEL871-1501(内線472)

(別紙)

## 要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調書

申請区	
被保険者氏名	
被保険者番号	
記入日	平成 年 月 日
この調書の記載者の氏名及び事業所名(※)	(記載者が本人の場合は記載不要です。)
被保険者と記載者の関係	該当に○をしてください。 本人・家族(親族)・指定居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・ 介護保険施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)・その他( )

※ 事業所名は、記載者がご本人又はご家族(親族)の場合は、記載不要です。

### ① 従来(更新申請前)の要介護度とする措置の必要について

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	必要なし(今回認定される要介護度でよい)
	必要あり(従来の要介護度のままを希望する)

### ② ①で「必要あり」に○をした方は、次のどれを希望されますか

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	従来より <u>軽度</u> になった場合、従来の要介護度に戻す。 (重度になった場合はそのままでよい)
	従来より <u>重度</u> になった場合、従来の要介護度に戻す。 (軽度になった場合はそのままでよい)
	従来より <u>重度</u> になっても軽度になっても、従来の要介護度に戻す。

(注) 「要介護度」とは、要介護状態区分及び要支援状態区分のことです。